

令和2年5月教育委員会会議録

【会議に付すべき事件】

- 議案第2号 令和3年度使用教科用図書採択に係る泉南郡小学校・中学校教科用図書採択協議会の設置及び協議会規約等への同意について
- 議案第3号 令和3年度使用教科用図書採択に係る泉南郡小学校・中学校教科用図書採択協議会委員の選任について
- 議案第4号 社会教育委員の委嘱について
- 報告第3号 新型コロナウイルス感染症対策による社会教育施設の臨時休館（延長）の専決処分報告について
- 報告第4号 町議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の専決処分報告について
-

【その他】

後援名義使用願の承認について【報告】1件

《5月分》

生涯学習推進課【煉瓦館・公民館・総合体育館 他関係団体】事業予定
図書館【熊取図書館 他関係団体】事業予定

《3月分》

社会教育施設等利用状況

日 時 令和2年5月8日（水）午後5時00分から
場 所 役場北館3階 大会議室

【教育委員会定例会出席者】

教育長	勘六野 朗
教育委員（教育長職務代理者）	梶山慎一郎
教育委員	松井みゆき
教育委員	土屋 裕睦
教育委員	鈴木 直子
教育次長	阪上 敦司
統括理事（学校指導担当）	吉田 茂昭
理事（学校指導担当）	林 栄津子
理事（生涯学習・図書館担当）	原田 哲哉

学校教育課長
学校教育課学校指導参事
書記

松浪 敬一
河井 淳
南條 剛

開会 午後5時00分

勘六野教育長

どうも皆さん、こんにちは。非常にそれぞれの立場でお忙しい中集まっていただきまして、どうもありがとうございます。

事務局のほうも、できるだけ最少人数にしておりますので、その旨のご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

では、早速始めたいと思います。

本日は、署名委員に梶山委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。

では、ただいまから令和2年5月教育委員会定例会を開催いたします。

議事に入っていきます。

当日配付の議案書7ページ、議案第2号「令和3年度使用教科用図書採択に係る泉南郡小学校・中学校教科用図書採択協議会の設置及び協議会規約等への同意について」事務局から説明をお願いいたします。

林理事。

林理事

それでは、議案第2号「令和3年度使用教科用図書採択に係る泉南郡小学校・中学校教科用図書採択協議会の設置及び協議会規約等への同意について」ご説明申し上げます。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第12条、第13条第4項及び第5項の規定により、令和3年度使用教科用図書採択に係る泉南郡小学校・中学校教科用図書採択協議会の設置及び同協議会規約、同協議会運営要項について同意するとともに、本町教科用図書採択にあたり、同協議会における採択結果を尊重することに同意するといったものです。

それでは、法律等についてこちらのほうからさらに説明をさせていただきます。

ちなみに、今年の採択協議会については、中学校の全種目の教科書を採択するということになっております。

それでは、15ページにお進みください。

15ページから18ページまでは、教科書採択の仕組みについてと
いうことで書いております。

まず、15ページの1番教科書の定義、そして2番には教科書の使
用義務ということ書いております。

使用義務のところには、全ての児童・生徒は、教科書を用いて学習
する必要があるというふうに書かれております。

16ページをご覧ください。

中ほどより下辺りに教科書採択の仕組みというふうに書いておりま
す。教科書の採択とは、学校で使用する教科書を決定することである。

その下には、採択の権限、では誰が教科書を決定するかということが
書かれております。2行目の後半辺りに書いておりますけれども、
教科書を採択する権限は所管の教育委員会に属する。すなわち、市町
村立の学校については市町村の教育委員会が教科書の採択を行うとい
うことになっております。熊取町教育委員会が町立学校で使う、中学
校で使う教科の採択を行うということになっております。

8ページにお戻りください。

8ページから14ページには、法律を記載しております。義務教育
諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の中身について、少し説
明をさせていただきます。

9ページにお進みください。

9ページの中ほどより下辺りに採択地区、（採択地区）と書いてお
ります。この法律の第12条のところですが、都道府県の教育
委員会は、その区域について、市町村の区域またはこれらの区域を併
せた地域に、教科用採択地区を設定しなければならないということ、
採択地区については府の教育委員会が設定するということになってい
ます。

具体的な地区につきましては、26ページをご覧ください。

ここには、大阪府教科用図書採択地区全てで41地区を府が設定し
ております。この地区の規模等につきましては、同一の教科書を使用
することが適当というふうに府が判断して考えた地区になります。基
本的には、市は単独で採択、町村については共同で採択というような
形になっております。

再度9ページにお戻りください。

下部の括弧書きのところ教科用図書の採択とあります。採択地区
の下ですが、教科用図書の採択につきましては、まず第13条
のところをご覧ください。

「都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により」まででいうと、大阪府教育委員会の指導、助言、援助により、種目、種目については教科用図書の教科ごとに分類された単位のことを種目というふうに言っております。種目ごとに1種の教科用図書について行うものとするというふうになっております。

次のページをご覧ください。

項飛びまして4項のところをご覧ください。3行目です。

第1項、先ほど説明させていただいた種目ごとに1種の教科書、教科用図書について行うというところですが、その場合において、採択地区が2以上の市町村の区域を合わせた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会を設けなければいけないということになっています。共同採択の場合は、規約を定めて協議会を設けなければならない、熊取町はこれに該当します。

また、第5項のところですが、前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。共同採択の場合は、協議会を設けて、規約を定めて協議会を設けて、しかもその結果、協議の結果に基づいて、各市町村、各町村では同一の教科書を採択しなければならないというふうな法律になっております。

それでは、23ページ、24ページには、泉南郡教科書採択協議会の規約を載せておりますので、23ページをご覧ください。

見開き両方のページが規約になります。一番最初には協議会の目的書いております。中ほど辺りまでお進みください。組織、第7条とあります。協議会については、委員9名をもって組織することになっています。また委員の任命、第8条ですけれども、委員は、各町の教育長並びに教育委員会の委員1名及び各町に在籍する小・中学校児童・生徒の保護者1名をそれぞれの所属する教育委員会が任命、委嘱するというので、各町から3名ずつ、合わせて掛ける3町の9名をもって組織するというようになります。

少し下にいきまして、第11条ですね。教科用図書の選定の方法ということで、1項から4項まで書かれております。第11条の1項については、採択、選定の方法ですが、最後のほうに書いております委員全員の一致によって決する。ただ、2項目、全員一致によって決し

ない場合は、2行目のところ書いております教科用図書に投票を行い、多数を得た教科用図書を採択する。第3項には、それでも選定できなかった場合ということで、過半数の投票を得た教科用図書がない場合は、最多数の投票を得た2種類の教科書において投票を行い、多数を得た教科用図書を選定するというので、選定方法についてもこのような形でというふうに思っています。

24ページのところをご覧ください。

調査員と書いております。第12条です。協議会は、調査を行うために調査員を行うことができる。少し飛びまして調査研究委員会につきましても、第13条、必要に応じ調査研究委員会を置くことができるというふうに書いております。

その調査員、あるいは調査研究委員会のメンバー等につきましても詳細は、25ページをご覧ください。要項のほうで定めております。

要項の6番目をご覧ください。協議会に専門的な調査検討を行うための調査員を置くことができるというふうになっております。要項の中では置くことができる、規約でもそうなっておりますが、例年置いております。今年も調査員を置いて、調査検討を行っていただく予定です。

7番目には、関係町教育委員会は、所管する小・中学校の校長及び教員のうち、当該種目について優れた専門的知識を有する者を調査員に任命することができるというふうになっております。

そのさらに詳細(1)のところですが、調査員の数は、町ごとに1種目につき、1つの教科等につき1名です。

また、(2)には、調査員は教科用図書の採択に利害関係を有しない者。誓約書のほうを書いていただいて、利害関係を有しないということと提出いただくということです。

8番目、調査員はというふうにあります。2行目の後半辺りからご覧ください。種目ごとに必要な調査検討を行い、適切な資料を付して、調査結果を調査研究委員会に報告するというふうに、調査員の方にはそのようなことをしていただきます。

9番目です。協議会は、調査員の資料作成を整理検討するために調査研究委員会を置くことができる。これも、例年置いてあります。今年も置く予定です。

(1)には、調査研究委員会は、調査員、小・中学校の校長・教員、教育委員会の事務局職員のうちから協議会が委嘱した者で構成するというふうになっております。

(2) につきましては、調査員と同様、利害関係を有しない者、誓約書を書いていただく予定です。

10番目には、調査研究委員会は、教科用図書の選定に関する意見を協議会に具申するということ。

11番目ですが、教科用図書の採択に係る学校、教育研究会の意見については、校長、または研究会等の代表者を通じ、資料を付して、それぞれの所属する教育委員会に申し出ることができるものとするがあります。ここ、昨年度、小学校の教科書採択があったんですけれども、もう教育研究会には依頼することなく、学校のみ調査を行っていただきました。今年もその方向でというふうに考えております。

25ページで説明させていただいたものが、27ページ、1ページ開いてください。そここのところに図式化されたものを概略図として載せております。概念図として載せております。上の部分は府教委のほうで選定資料を作成するというような表になっています。中より上辺りに町教委とありますが、町教委は、まず泉南郡採択協議会に諮問をします。併せて、町教委は、一番下にある町立学校にも調査の依頼をいたします。泉南郡採択協議会は、町教委から諮問を受けて、調査員と調査研究委員会に調査の整理検討、あるいは調査検討をしていただくように依頼をします。依頼を受けた調査員、調査研究委員会ですが、調査員は採択協議会に報告、合わせて調査研究委員会にも報告します。そして、学校の調査も、合わせて調査研究委員会に報告というふうになっています。そして、最終調査研究委員会のほうで整理検討したものを、泉南郡採択協議会に具申するという形になります。具申を受けた泉南郡採択協議会は、各町教育委員会に答申をするという流れになっております。

以上が教科書採択、教科書についての説明となります。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

勘六野教育長

ただいま説明がありました教科書選択のルール、様々な条文なり要項について、何かご質問ございませんでしょうか。

全て、委員も、調査研究委員も、あるいは調査員も全て業者と関係のない者から構成しているというようなこと、報告を受けて決定することです。一度決まった、協議会で決まったものは、協議会で決まったということで踏まえて協議するというようなことを説明していただきました。

ご質問はございませんでしょうか。

では、議案第2号「令和3年度使用教科用図書採択に係る泉南郡小学校・中学校教科用図書採択協議会の設置及び協議会規約等への同意について」承認としてよろしいか。

委員全員 (「はい。」の声)

勘六野教育長 議案第2号「令和3年度使用教科用図書採択に係る泉南郡小学校・中学校教科用図書採択協議会の設置及び協議会規約等への同意について」承認とします。

林理事 はい、ありがとうございます。

勘六野教育長 次に、当日配付の議案書28ページになります。議案第3号「令和3年度使用教科用図書採択に係る泉南郡小学校・中学校教科用図書採択協議会委員の選任について」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

林理事。

林理事 それでは、引き続きお願いします。

議案第3号です。「令和3年度使用教科用図書採択に係る泉南郡小学校・中学校教科用図書採択協議会委員の選任について」。

泉南郡小学校・中学校教科用図書採択協議会規約第8条に基づく委員の選任について協議し、決定するといったものです。

29ページをご覧ください。

29ページ、30ページには、再度採択協議会の規約を載せております。中ほどより下辺りに第8条とございます。先ほどもご説明させていただきましたが、委員は、各町の教育長、教育委員さん1名、そして保護者1名ということになっておりますので、その教育委員さんについてご決定いただきますよう、どうかよろしくお願いいたします。

勘六野教育長 ただいま理事から説明ありましたように、この会議で教育委員の4名の方から1名、委員、採択協議会の委員を決定するということになっております。

あらかじめ鈴木委員にお願いしようというふうに考えておりますが、ご異議ございませんでしょうか。よろしいですか。

では、鈴木委員、ご苦勞さまですけれども、よろしく申し上げます。

鈴木委員 よろしくお願いいたします。

林理事 それでは、委員のところ下線になっておりますので、そこに鈴木直子様のお名前を書いていただければなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

勘六野教育長 では、次に、当日配付の議案書32ページ、議案第4号「社会教育委員の委嘱について」につきまして、事務局から説明をお願いします。
原田理事。

原田理事 それでは、議案第4号「社会教育委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

社会教育法第15条に規定されています社会教育委員につきましては、同条第2項におきまして教育委員会が委嘱すると規定されてございます。委員の委嘱につきましては、任期が2年で、現委員の任期が令和2年5月9日までとなっており、令和2年5月10日から改めて委嘱させていただくに当たりまして、事務委任規則第2条第12号の規定により議決を求めるものでございます。

改めて委嘱させていただきます委員につきましては、議案書に記載のとおり、9名の方に委嘱させていただきたいと考えております。なお、9名の方のうち7名の方につきましては再任の方で、2名の方につきましては新たに委嘱させていただく方となっております。

新たに委嘱させていただきます2名の方でございますが、まずお一人は、表中2番目、森井綾子様でございます。現委員の社会教育関係者文化振興連絡協議会代表の榎本宗弘様に代わりまして、同じく社会教育関係者文化振興連絡協議会代表といたしまして新たに委嘱させていただくところでございます。

もうお一人は、表中9番目、淵本隆文様でございます。現委員の学識経験者大阪体育大学副学長でございました福田芳則様に代わりまして、同じく学識経験者大阪体育大学副学長の淵本隆文様に新たに委嘱させていただくところでございます。

その他、現委員の方、表中1番目寺田暁司委員、3番目岸本邦彦委員、4番目小玉不二男委員、5番目森本真知代委員、6番目矢野豊野委員、7番目坂本百合委員、8番目村田和子委員、以上7名の方につ

きましては、いずれも再任させていただくところでございます。

続きまして、委嘱期間でございますが、令和2年5月10日から令和4年5月9日までの2年間でございます。

以上、議案第4号「社会教育委員の委嘱について」説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

勘六野教育長

ただいま説明がありましたように、継続の委員7名、新規の委員は2名ということで、社会教育委員さんを委嘱したいという形で上程しておりますが、何かこのメンバー、あるいは内容についてご質問はございませんでしょうか。

特にご異議ございませんか。

では、議案第4号「社会教育委員の委嘱について」承認としてよろしいか。

委員全員

(「はい。」の声)

勘六野教育長

議案第4号「社会教育委員の委嘱について」承認とします。

続きまして、当日配付の議案書33ページ、報告第3号「新型コロナウイルス感染症対策による社会教育施設の臨時休館（延長）の専決処分報告について」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

原田理事。

原田理事

それでは、報告第3号「新型コロナウイルス感染症対策による社会教育施設の臨時休館（延長）の専決処分報告について」ご説明させていただきます。

内容についてでございますが、先般、4月8日の教育委員会定例会で専決処分報告させていただきました社会教育施設の臨時休館につきまして、今月4日、国の緊急事態宣言の延長を受け、これを再度延長させていただいたものでございます。

それでは、改めて専決処分内容についてご報告させていただきます。

公民館規則第3条ただし書、町民会館規則第4条の規定により準用する公民館規則第3条ただし書、教育・子どもセンター規則第3条ただし書、熊取交流センター規則第3条ただし書、総合体育館条例第13条ただし書、図書館規則第4条ただし書及び重要文化財中家住宅

設置規則第3条ただし書の規定による臨時休館について、事務委任規則第4条の規定により専決処分したので、下記のとおり報告させていただきます。

下記といたしまして、施設名は、公民館、町民会館、教育・子どもセンター、熊取交流センター、総合体育館、熊取図書館、重要文化財中家住宅でございます。休館日につきましては、4月の定例会で専決処分報告させていただきました休館日の期日後、令和2年5月7日土曜日から緊急事態宣言の延長期日である令和2年5月31日日曜日まででございます。

休館の理由でございますが、前回同様、コロナウイルス感染症拡大防止のためでございます。

専決処分の内容説明につきましては以上でございますが、4月の定例会後の各施設の運営状況について若干ご報告させていただきます。

4月定例会後、大阪府から示されました施設の使用制限の要請等を踏まえまして、4月14日から煉瓦館、公民館、町民会館、そしてひまわりドームにつきましては、貸館の予約など窓口業務につきましても休止させていただいており、また図書館につきましては、屋外で図書の閲覧、貸出しを行うあおぞら図書館につきましても休止させていただいているところでございます。また、この連休中につきましては、町民グラウンドにおいて、密集、密接、密閉、いわゆる3密に係る多数の使用を避けるため、一般の自動車の進入・駐車を禁止させていただいているほか、八幡池グラウンドも合わせ、密集・密接がないか等、職員、または施設指定管理者による定期的な巡回を行っているところでございます。

最後に、今後でございますが、委員皆様も既にご承知のことかと思いますが、大阪府において府独自の基準、いわゆる大阪モデルに基づき、15日以降、外出の自粛や休業要請などの措置について段階的に解除の判断をしていくとされているところでございます。現在における各施設の臨時休館につきましては、先ほど専決処分報告させていただきました内容ではございますけれども、今後、大阪府の動向を踏まえ、その考え方に従いまして、一部内容について改めさせていただくこともあるかと思っておりますので、委員皆様におかれましては、ご理解賜りますよう、よろしく願い申し上げます。また、その際には、後刻委員皆様にご報告させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

説明につきましては、以上でございます。

では、報告第3号「新型コロナウイルス感染症対策による社会教育施設の臨時休館（延長）の専決処分報告について」承認としてよろしいか。

委員全員 （「はい。」の声）

勘六野教育長 報告第3号「新型コロナウイルス感染症対策による社会教育施設の臨時休館（延長）の専決処分報告について」承認とします。

続きまして、同じく議案書の34ページ、報告第4号「町議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の専決処分報告について」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

松浪課長。

松浪課長 それでは、報告第4号「町議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の専決処分報告について」ご説明申し上げます。

議案書の34ページをご覧ください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、町長から意見を求められた次の議案については、異議がないものとして専決処分したので報告し、承認を求めるものでございます。

具体的には、新型コロナウイルス対策として緊急の予算案の議会上程ということでありましたので、教育委員会に提案することができませんでしたので、教育長が専決処分を行ったというものでございます。

内容につきましては、令和2年度熊取町一般会計予算のうち、教育の事務に関する部分についてでございます。なお、この議案につきましては、去る4月21日の令和2年4月熊取町議会臨時会に上程したものでございます。なお、その日に審議の上、ご可決をいただいているというところでございます。

それでは、内容について説明をいたします。

議案書の36ページ及び37ページをご覧くださいと思います。

事業別区分、右側のページで、事業別区分で小学校保健事業というのがございます。その中で需用費の消耗品費で115万3,000円を計上しております。これにつきましては、熊取町の新型コロナウイルス感染症の状況に伴う熊取町版緊急生活経済支援という一連の支援策の一環として実施するものでございまして、具体的には、小学校1年生から中学校3年生までの児童・生徒に対して、布マスクを1人2枚ずつ配布をするというものでございます。なお、可決後すぐに契約

をしております、5月中旬には納品されると。具体的には、熊取町商工会のほうから納品を受けるんですけども、予定ですので、納品されたら各学校を通じて全児童・生徒に配布をしたいというふうに考えております。

次に、その下で、小学校給食事業でございます。負担金補助及び交付金の給食費補助金ということで、1億875万1,000円を計上しております。これにつきましても、先ほどの新型コロナウイルス感染症に伴う熊取町の緊急生活経済支援の一環として実施するものでございまして、当該感染症の拡大予防に向けた学校休業等を踏まえて、町立小・中学校児童・生徒の保護者の経済的な負担の軽減を図るということを目的として、令和2年度の1年間に限って町立小・中学校児童・生徒の給食費の無償化を行うというものでございます。対象人数は、小学生で今年の4月現在の児童数で、小学生で2,382人、中学生が1,272人の合計3,658人が対象で、給食再開、これから再開した時点から年度末の令和3年3月31日までの給食費を対象としております。

同様に、その下の箱で、中学校保健事業の需用費、消耗品費で、同じく64万7,000円を計上しております。内容は、先ほどの布マスクの1人2枚の中学生に対する配布の経費でございます。

それと、次に、中学校給食費用の負担金補助及び交付金の給食補助金で、6,175万9,000円を計上しております。これも、内容は小学校費と同様で、全中学生を対象とする給食費の無償化の計ということで計上しております。

今回の補正予算のうちで教育の事務に関する補正予算の内容は以上でございます。

これで報告第4号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

勘六野教育長

ただいまの報告、専決をさせていただいておりますが、ご質問はございませんでしょうか。

確認をさせていただきます。

マスクは、全児童・生徒2枚ずつ、全てに行き渡るように学校へ届けて、学校から生徒に配るということ。もう一つは、給食費は、全児童・生徒の学校が再開後の給食費を全て3月31日まで無償とする。要するに保護者負担がない、経済支援ですよ、ということやと思うんですが、この金額は、いつから3月31日まで見込んだ金額ですか。松浪課長。

松浪課長 基本的には、もう1年間ということで、4月から3月末までの一応経費を見込んでおります。ただ、給食の再開が、今も再開、休業期間中なのでできてないんですけども、実際には給食再開時から3月末までの給食費を対象に助成をしたいというふうに考えております。

勘六野教育長 そしたら、この金額は4月からやね。

松浪課長 そうです。1年分を見込んでおります。

勘六野教育長 分かりました。

ほか、ご質問はございませんでしょうか。

では、報告第4号「町議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の専決処分報告について」承認としてよろしいか。

委員全員 (「はい。」の声)

勘六野教育長 報告第4号「町議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の専決処分報告について」承認とします。

以上で本日の会議に付された議案が終了いたしました。

ほかに何かございませんでしょうか。

原田理事。

原田理事 申し訳ございません。1点、すみません。議案書にちょっと誤字がございました。申し訳ございません。修正のほうお願いしたいと存じます。

当日配付ではないほうのこの議案書のほうの最終ページ、6ページでございます。

社会教育施設等利用状況というものが横についているかと思えます。一番左側、ひまわりドームの状況の欄につきまして、本来臨時休館と記載すべきところ、誤字となっております、申し訳ございません。お手元ご修正いただきますようよろしくお願いいたします。大変失礼いたしました。

勘六野教育長 ほか、ございませんでしょうか。

河井参事 特段これについての、このはらっぱからの返しというものは、特に
ございません。

勘六野教育長 ただこれだけの人が聞いてもらっているという内容ですね。

河井参事 そうということです。

勘六野教育長 分かりました。
ほか、何かご質問はございませんでしょうか。
じゃ、そのほかに、何か報告事項ありましたらお受けしたいと思います。
ます。
ございませんか。
本会議が終わってから何点か、その他でちょっとご説明したいと思
いますので、取りあえず教育委員会議としてはここで締めたと思
いますので、よろしくお願ひします。
それでは、お忙しい中集まってお聞きいただきまして、これで5月の教育
委員会定例会を終了したいと思います。

閉会 午後5時42分
